

(様式4)

No. \_\_\_\_\_

# 消費生活サポーター一認定証

\_\_\_\_\_  
様

あなたを、消費生活サポーターとして認定します。

平成 年 月 日

長野県知事

(注意事項)

- 1 この認定証を他人に貸与し、又は譲渡しないでください。
- 2 消費生活サポーターの登録者情報に変更が生じた場合は、消費生活サポーター変更届(様式5)を消費生活室へ提出してください。
- 3 サポーターの活動を停止し、登録者情報の削除を希望する場合は、消費生活サポーター辞退届(様式6)を消費生活室へ提出するとともに、当該認定証を返納してください。
- 4 消費生活サポーターの任期は登録した日の属する年度の3月末までとしますが、任期が満了する10日前までに消費生活サポーター辞退届の提出がない限り、翌年度も更新します。
- 5 消費生活サポーター設置要領第8条の規定により、認定を取り消す場合があります。